

## 島根県報

平成20年12月2日 (火) **号外 第 153 号** (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>^</b>
	<i>3</i> 1/
<b>—</b>	<b>&gt;</b>

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告示

島根県告示第939号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類		路	線	名	供用開始の区間	延	長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
県j	道	矢尾今	<b>介</b> 市級	in the second	出雲市高岡町614番1地先から同市大塚 町1109番2地先まで		30.00	平成20年 12月4日	出雲県土整備 事務所		